

前橋市介護保険条例の改正について（議案第39号）

介護保険課

1 改正の理由

介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 令和8年度における介護保険料の段階を判定する際に、令和7年度税制改正による給与所得控除の見直し（最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げるもの）の影響により段階が変わり得る第1号被保険者については、当該見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法の特例を設ける。
- (2) (1)の特例が適用される者のうち令和7年度住民税非課税者について、市長が特別の理由があると認める場合に令和8年度分の保険料を令和7年度分の保険料段階まで減免する際の手続の特例を設ける。

3 施行期日

令和8年4月1日